

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の
工事費増額に関する報告を求めることについて
(案)

2023年9月13日に東北電力ネットワーク株式会社より受領した「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」の工事費増加について（ご報告）に関し、増額の内容及び理由について妥当性を判断するための情報が不足していることから、電気事業法第28条の42第1項の規定に基づき、東北電力ネットワーク株式会社に対し、別紙のとおり、文書にて報告することを求める。

<参考>

電気事業法

（報告又は資料の提出）

第28条の42 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 (略)

以 上

【添付資料】

別紙1：「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」の工事費増加について（ご報告）（2023年9月13日）

別紙2：東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における工事費増額に関する報告について

※別紙2の添付資料は、情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

東北電NW送セ総第1号

2023年9月13日

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力 様

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光 弘



「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」の 工事費増加について（ご報告）

平素より弊社事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、弊社は「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」（以下、「整備計画」という。）にもとづき、区間1の500kV送電線新設（相馬双葉幹線№54鉄塔～福島幹線山線№10鉄塔）ならびに区間2の500kV開閉所新設および500kV送電線新設（宮城中央変電所～新設開閉所）工事を鋭意推進しております。

2020年5月のコスト等検証小委員会（以下、「コスト小委」という。）以降、発注に向けた仕様策定（詳細設計）を進めて工事費の精度を高めるとともに、新たな効率化施策を検討のうえ工事への適用を進めております。また、コスト小委にて検証いただいた発注方式（物品共同調達や請負工事予報発注）による低減額の確保や、適正な契約金額に向けた交渉により、工事費の低減を図っております。

しかしながら、発注仕様策定を進める中で、最新の鉄塔設計標準への対応や、昨今の大雨による土砂災害事象を踏まえた仮設道路の仕様見直し、さらには市況高騰による増も加わったことで、特に送電線工事において工事費が増加しております。

このことから、現時点では整備計画における工事費が増加する見込みとなっております（増加の内容は別紙のとおり）。なお、引き続き、物品仕様の見直しや契約価格の交渉など、最大限のコスト低減に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上

広域系 第〇号
2023年9月〇日

東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における
工事費増額に関する報告について
(案)

2023年9月13日に受領した「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」の工事費増加について(ご報告)において、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における工事費が増額となる見通しである旨をご報告いただきました。

しかし、当機関において、貴社の上記報告内容を確認いたしましたが、現時点でいただいた情報のみでは、増額の内容及び理由等の合理性を判断することはできません。そこで、当機関としては、貴社に対し、電気事業法第28条の42第1項の規定に基づき、提出資料については可及的速やかに、下記項目(詳細は添付資料のとおり)について、報告することを求めます。

なお、当機関として、貴社からの報告内容を踏まえ、追加的に報告を求めることもあり得ることにはご留意ください。

記

1. 本件報告における項目・仕様ごとの単価及び数量の根拠
2. 当初工事費算定以降の工事内容の変更理由
3. 資材発注及び工事発注における施工業者との交渉記録及び契約書類

【添付資料】

資料1：事業実施主体に報告を求める項目

資料2：東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の概算工事費と変動額・変動要因

以 上